

はじめに



設楽町長
横山 光明

後期基本計画策定にあたって

設楽町では、「森と水のちからと人の営みが調和するくらしと出会いのまち」を将来像として、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とする「設楽町総合計画」が策定されており、その5年目を迎えるにあたって、後期5年間に達成すべき施策目標を定めた「後期基本計画」を策定いたしました。

本計画は、基本構想の理念を達成すべく、前期基本計画を引き継ぎ、その不足を補いつつも、時代の変化に合わせた要素を取り入れたものとなっております。

国の制度や事業に未確定となっている部分も多く、流動的な部分を残した形での策定となりましたが、この計画の遂行にあたりましては、情勢の変化を注視し、また、町民の皆さんの声に耳を傾けながら柔軟な運用を行うことで、より効率的な行政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、町民の皆さんの積極的な参画をお願いいたします。

終わりに、熱心なご審議をいただいた総合計画審議会の委員をはじめ、策定にご協力をいただきましたすべての方に心からのお礼を申し上げます。

設楽町総合計画後期基本計画の策定について

1. 策定の経緯

本町は、平成 19 年 3 月に設楽町総合計画を策定し、まちづくりの基本理念である「森と水の力と人の営みが調和する暮らしと出会いのまち」を目標として様々な施策を展開してきました。

計画から 5 年が経過し、本町を取り巻く情勢の変化は非常に大きく、現在も未確定な情勢が今後の町政運営へ与える影響についても懸念されております。

このような中でも、前期基本計画の計画年度が近づき、施策目標の多くが達成又は、情勢の変化による変更が必要である状況となっており、新たな施策目標を定めることが求められておりました。

このため、前期基本計画の取り組みを継承し、時代に即した施策を取り入れながら、平成 24 年度から平成 28 年度を計画期間とする後期基本計画を策定しました。後期基本計画は、本町の目指す将来像を実現するために、計画期間内に推進する必要な施策を定めたものです。

2. 計画の構成

総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び別途策定する「実施計画」から構成されます。

(1) 基本構想

本町における「まちづくり」の基本的な理念や将来像と、それを実現するための施策の大綱を示すもので、基本計画、実施計画、その他行政各分野の計画や施策の基本指針となるものです。現在の基本構想は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間の計画期間としています。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示された施策の大綱に基づき、前期と後期に分け、具体的な施策目標と施策の方向性を定めたもので、今回策定した後期基本計画は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間の計画期間としています。

(3) 実施計画

実施計画は「基本計画」で示した施策に基づき、財政的措置を含め計画するもので、実施すべき事業をより明確にするものです。

各年度における事業の進捗状況や財政事情を勘案しながら、3 年間の計画期間としてローリング方式により改定していきます。